暮らしたい 育てたい むらへ

これから結婚して新生活を始める方々、そして出産・子育てをされるご家族、村ではそんな世代を応援します。若い方々が安心して生活、出産・子育てができるように。今年度から始める補助・祝金制度をぜひご活用ください。

問 総務課 企画振興係
☎79-7942（直通）

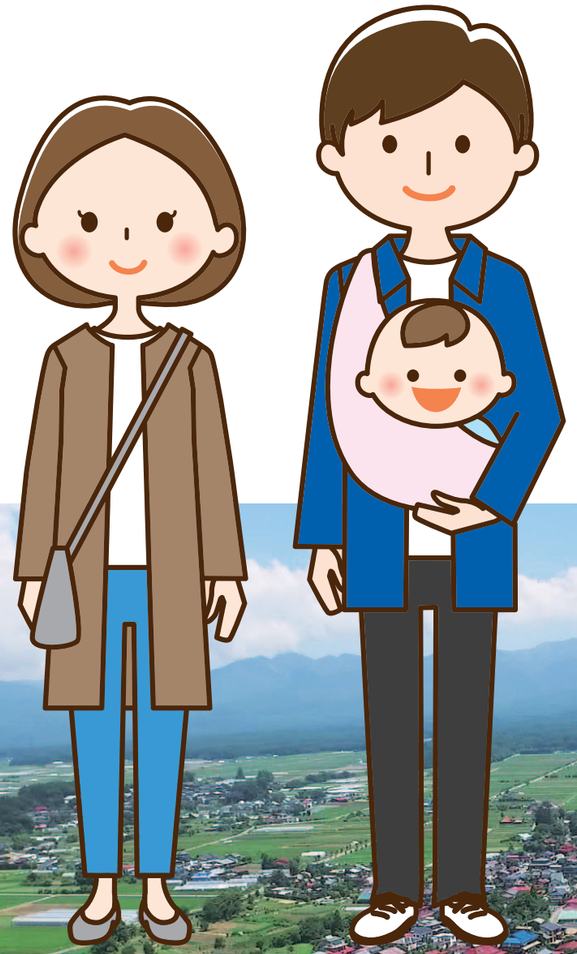

新生活を応援！

結婚新生活支援事業補助金

結婚に伴う住宅関連費用を村が補助します。

補助額

夫婦ともに29歳以下　最大**50万円**
夫婦ともに39歳以下　最大**30万円**

補助対象

- 住宅の取得費用（土地の購入費は除く）
- 住宅の賃借費用
- 引越費用
- リフォーム費用

対象期間・交付期間

［対象］　令和5年4月1日～令和6年3月31までに支払った費用
［交付］　令和5年4月20日（木）～令和6年2月29日（木）

対象世帯

- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに入籍した世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 夫婦の令和4年分所得合計金額が500万円未満の世帯
- 引き続き村内に5年以上居住する意思のある世帯

※詳細は企画振興係までお問い合わせください。

補助制度の詳細はこちらからご確認ください

出産・子育てを応援！

原村出産祝金

お子さんの健やかな成長を願いお祝い金を贈ります。

支給額

対象児童1人につき　**10万円**

対象児童　※以下のすべてに該当する児童

- 令和5年4月1日～令和10年3月31日に出生した児童
- 出生後最初に住民基本台帳に記録されたのが原村である児童
- 出生の日から申請日まで、継続して原村に住所を有する児童
- 原村に5年以上居住する見込みの児童

支給対象　※以下のすべてに該当する方

- 対象児童の母又は父
- 申請日に対象児童と同一世帯である方
- 原村に5年以上居住する意思がある方
- 申請者及び配偶者に村税等の滞納がない方
- 暴力団員及び暴力団員と密接な関係でない方

申請方法

QRコードの申請フォームから必要事項を入力してください。